「熊本県　八代市の区域」を「熊本県　八代市の玉名市の区域（旧坂本村、旧千丁町、旧鏡町、旧東陽村及び旧泉村の区域を除く。）」に改め、「玉名郡の内　横島町の区域」を削り、「竜北町の区域」を「氷川町の区域（旧竜北町の区域に限る。）」に改める。

○農林水産省
経済産業省告示第六号

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十五条第一項の規定に基づき、中部商品取引所の定款変更の認可を行ったので、同法第三百五十二条第七号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年八月一日

農林水産大臣　島村　宜伸
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　中山　成彬

一　商品市場を開設する者
　中部商品取引所
二　上場商品
　鉄スクラップ
三　公示することとなった事由
　商品取引所法第百五十五条第一項の規定に基づき、中部商品取引所に鉄スクラップを上場商品として期限（取引を開始した日から三年を経過した日までとする。ただし、当該期間経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。）を定めて上場する旨の定款変更の認可を行ったため。

○経済産業省告示第百九十九号

石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第十九条第一項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の実施した南鮎川ＡＫ―一号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を次のように認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十七年八月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　中山　成彬

北緯三十九度十七分二十六・四三四秒、東経百四十度四分十・五四六秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円内の区域の直下の深度千六百八十六・〇〇メートルから千七百三十五・三二メートルまでの間に存するガス層に属するもの

○経済産業省告示第二百号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成十七年八月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　中山　成彬

学校の名称	学部・学科名	備考
京都府立宮津高等学校	電気科	平成十一年三月までの卒業者については従前のとおりとする
学校法人東洋学園ユービック情報専門学校	電気工学学科（電気主任コース）	平成十七年三月までの卒業者については従前のとおりとする
阪南大学阪南大学高等学校	電気科（全日制）	昭和六十年三月までの卒業者については従前のとおりとする
大阪工業大学高等学校	電気科（全日制）	平成十五年三月までの卒業者については従前のとおりとする
大阪工業大学高等学校	電気科（定時制）	平成十五年三月までの卒業者については従前のとおりとする
関西大倉高等学校	電気科（定時制）	昭和三十八年三月までの卒業者については従前のとおりとする
関西大倉高等学校	電気科（全日制）	昭和五十二年三月までの卒業者については従前のとおりとする
大阪産業大学附属高等学校	電気科	平成十二年三月までの卒業者については従前のとおりとする

○経済産業省告示第二百一号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の二の規定に基づき、認定を受けた学校の住所の変更届出があったので、同省令第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成十七年八月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　中山　成彬

学校の名称	新住所	旧住所	変更年月日
三重大学	三重県津市栗真町屋町一五七七番地	三重県津市上浜町一五一五番地	平成十七年四月一日

○特許庁告示第四号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）第十三条第一号ロの規定に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三条第一号ロに規定する電子証明書を次のように定め、平成十七年八月一日から施行する。

平成十七年八月一日

特許庁長官　小川　洋

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三条第一号ロに規定する電子証明書

一　政府認証基盤（複数の認証局（ＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ＩＳＯ／ＩＥＣ」という。）九五九四一八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四一八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四一八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（規則第一三条第一項第二号イに規定するものを除く。）であること
二　特許庁の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、通信できる電子証明書であること

○国土交通省告示第七百二十七号

都市鉄道等利便増進法施行規則（平成十七年国土交通省令第八十二号）第三十一条第三号の規定に基づき、都市鉄道等利便増進法施行規則第三十一条第三号の国土交通大臣が定める水準を次のように定める。

平成十七年八月一日

国土交通大臣　北側　一雄

都市鉄道等利便増進法施行規則第三十一条第三号の国土交通大臣が定める水準は、次の各号の額を上回らない水準とする。
一　当該事業に対する国の補助金がある場合における当該補助金の額
二　駅施設利用円滑化事業にあっては、当該事業に係る施設のうち地方公共団体の補助の対象となるものについて、当該施設ごとに地方公共団体の補助金がある場合における当該補助金の額の合計額

○国土交通省告示第七百二十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により小金井都市計画武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業の施行規程及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年八月一日

国土交通大臣　北側　一雄